

# 大阪市における商業の概況

平成 14 年 6 月 1 日現在で実施した「平成 14 年商業統計調査」の本市の集計結果がまとまったので、その概要を紹介する。

この調査は、経済産業省所管のもとで、統計法に基づく指定統計調査（第 2 3 号）として、昭和 27 年に第 1 回調査を行って以来、昭和 51 年までは 2 年ごとに、平成 9 年までは 3 年ごとに、以降 5 年ごとに調査を実施し、その中間年（本調査の 2 年後）に簡易調査を実施している。

今回の調査は第 2 2 回目の調査であり、平成 9 年以來 5 年ぶりの本調査である。

## 【調査の範囲】

日本標準産業分類「大分類 J - 卸売・小売業」に属する事業所。ただし、次に挙げるものは調査対象から除かれる。

- (1) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内等、有料施設内に設けられている事業所（ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は調査の対象とする。）
- (2) 休業中、開業準備中、清算中の事業所で調査日に専従の従業員がいないもの
- (3) 事業所の配送所、サービスセンター、商品展示場等サービス業となるもの

## 【調査の系統】

- (1) 調査員調査  
経済産業省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員 - 対象事業所
- (2) 本社等一括調査  
経済産業省又は都道府県 - 対象企業

## 【用語の解説】

- (1) 卸売業  
主として卸売業、小売業、サービス業、工場・病院・学校・官公庁などの産業用使用者に対して商品を販売する事業所のことで、具体的には

問屋、商社、商事会社、貿易商、製造業の販売事業所などが該当する。

なお、「代理商、仲立業」については商品手持額は調査していない。

## (2) 小売業

主として個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所のことで、小売と同種商品の修理を兼ねる事業所、菓子・豆腐などの製造小売を行う事業所及び訪問販売・通信販売の事業所も含む。

## (3) 事業所

主として有体商品の売買業務を行っている事業所で、一定の場所で商品の卸売、商品売買の代理、仲立、又は小売の業務を行っているすべての事業所をいう。

## (4) 従業者

平成 14 年 6 月 1 日現在で、主としてその事業所の業務に従事している者で、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者（正社員・正職員、パート・アルバイト等をいう。一定の期間を定めずに若しくは 1 ヶ月を超える期間を定めて雇用している者、また、平成 14 年の 4 月、5 月のそれぞれの月において、18 日以上雇用した者も含む。）をいう。

## (5) 就業者

従業者に臨時雇用者と出向・派遣受入者を併せたものをいう。

ア 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

イ 「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている人をいう。

## (6) 年間商品販売額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の有体商品の販売額で、消費税を

含めた額をいう。

(7) その他の収入額

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの 1 年間の修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等、商品販売額以外の収入額をいう。

(8) 商品手持額

平成 14 年 3 月末現在で、事業所が販売する目的で保有している手持商品の金額をいう。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために、実際に使用する売場の延床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドは除く。

(10) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成 14 年 6 月 1 日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

なお、ガソリンスタンドについては調査していない。

ア 専用駐車場とは、自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

イ 共用駐車場とは、他の事業所と共同で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明白になっていない来客用の駐車場をいう。

ウ 収容台数とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ台数ではない。

利用上の注意

(1) 日本標準産業分類の改訂について

平成 14 年 10 月の日本標準産業分類の改訂に伴い、今回調査は新産業分類による集計となっているが、本表では平成 11 年調査の結果についても新産業分類に組み替えて表章している。この際、平成 11 年との比較で分類上同一の対応が出来ない箇所については、代表的産業に組み替えている。

(2) 統括管理事務所について

統括管理事務所（管理業務を行っている本社等）は集計していない。

(3) 取り扱い等を変更して調査した事業所

ア 代理商、仲立業

これまで、商品販売額・商品手持額のない仲立行為専門の事業所のみを代理商、仲立業としてきたが、平成 14 年調査では、年間商品販売額と仲立手数料を比較して仲立手数料が多い場合は、代理商、仲立業にしている。

イ 総合農協の購買店舗

これまで、同一構内（建物）に農協と農協の直営購買店舗がある場合は、購買店舗を調査の対象としてきたが、平成 14 年調査では、まとめて 1 事業所（複合サービス業）とし、調査の対象外となっている。

ウ 国及び地方公共団体に属する事業所（給食センター、政府刊行物センター等）

これまで対象外としてきた政府刊行物センター等の国に属する事業所を新たに対象とし、また、平成 11 年は、調査対象範囲を民営の事業所のみとしたが、平成 14 年は公営事業所についても対象範囲としたため、これらの事業所の取扱いを変更した。

エ 自動車販売会社の本社・本店等

これまで、自動車販売会社（ディーラー）の本社・本店等と営業所間の帳簿の振り替えをもって、本店等を一律的に卸売事業所として把握してきたが、本社等における活動実態に即して、統括管理事務所としての把握に変更した。

(4) 本文中及び統計表の数値は、単位未満を四捨五入しているため必ずしも総数と一致しない。

(5) 今回の数値結果は本市が独自に集計したものであるため、大阪府、経済産業省が公表する数値と若干相違することがある。